

I 中堅教諭等資質向上研修実施要項

1 目 的

教育公務員特例法第24条第1項の規定により、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭に対して、授業力と生徒指導力に関する専門性を発揮させながら、特に中堅教諭として学校を支える力の伸長を図る上で必要とされる資質の向上を図る。

2 対 象

(1) 研修対象者は次のとおりとする。

- ① 本県の公立小学校・中学校・義務教育学校、高等学校、特別支援学校小学部・中学部・高等部の教諭のうち、原則として、令和8年4月1日現在において、在職期間が10年を経過11年目の者（悉皆研修）。
- ② 過年度未受講者（ただし、過年度の一部研修のみ未受講の場合は、その研修のみが今年度の受講対象となる）。

(2) 在職期間については次のとおりとする。

- ① 本県又は他県において、国立学校、公立学校又は私立学校である小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭として在職した期間を通算した期間を在職期間とする。
- ② 産前・産後休暇、病気休暇、育児短時間勤務期間、大学院修学休業期間は、在職期間に通算する。
- ③ 指導主事、社会教育主事等として、教育委員会等において、学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間は、在職期間に通算する。
- ④ 臨時的に任用された期間は、在職期間に通算しない。
- ⑤ 在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き1年以上ある場合は、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。
 - ア 休職等又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - イ 育児休業をした期間
 - ウ 配偶者同行休業等をした期間
 - エ 職員団体の役員として専ら従事した期間

(3) 次の者は対象者から除く。

- ① 任命権者が当該者の経験・能力等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者
- ② 他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修に相当する研修を受けた者
- ③ 平成29年度までの10年経験者研修、令和7年度までの中堅教諭等資質向上研修を受けた者

(4) 対象者の弾力化

近年の教員の大量退職、大量採用を背景に多くの学校現場において、若手教員から中堅教員の世代に学校運営の中核として活躍が求められる状況を踏まえ、次の要件に該当するものを対象者に加える。

5年経験者研修受講を修了し、かつ本県での教諭としての経験が10年に満たない者で、本人の受講への意欲、講師経験、年齢、主任等発令状況、本人の資質能力等を総合的に勘案し、中堅教諭等資質向上研修を受講させることが適当であると校長が推薦する者。

3 内 容

研修内容は、次のとおりとする。

- (1) 校外研修（年間8～11日）

(2) 校内研修（年間8日以上）

4 期 間

研修の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間を基本とする。

5 実施主体

中堅教諭等資質向上研修は、県教育委員会が主催し、総合教育センターと教育事務所が市町村教育委員会の協力を得て実施する。

6 実施体制

総合教育センターは、以下のアからエの中堅教諭等資質向上研修の計画及び実施に伴う諸課題等について調査及び検討を行い、必要に応じて宮城県教職員育成協議会研修部会において協議を行う。

ア 実施計画 イ 年間研修計画 ウ 評価 エ その他実施上の諸課題

7 評価及び研修計画

【小・中学校・義務教育学校】

- (1) 総合教育センターは、前年度内から、中堅教諭等資質向上研修を受ける教諭（以下、「当該中堅教諭」という。）の能力・適性等についての評価の観点及び評価票の様式を作成し、市町村教育委員会に通知する。
- (2) 市町村教育委員会は、必要に応じて観点を加え、当該中堅教諭が所属する学校の校長に通知する。
- (3) 当該中堅教諭は、評価の観点に基づいて自己評価を行い、研修計画立案のための評価票を校長に提出する。
- (4) 校長は、当該中堅教諭の自己評価も参考に、評価の観点に基づいて当該中堅教諭の評価を行った上で、研修計画書を作成し、評価票とともに市町村教育委員会に提出する。
- (5) 市町村教育委員会は、校長から提出された評価票及び研修計画書の調整を行い、決定後、教育事務所に提出する。
- (6) 教育事務所は、評価票及び研修計画書を、総合教育センターに提出する。
- (7) 校長は、研修計画書に基づいて、当該中堅教諭に職務上の命令を発する。

【高等学校・特別支援学校（県立中学校を含む）】

- (1) 総合教育センターは、前年度内に当該中堅教諭の能力・適性等についての評価の観点及び評価票を作成し、校長に通知する。
- (2) 校長は、必要に応じて、評価票に学校独自の評価の観点を付加することができる。
- (3) 当該中堅教諭は、評価の観点に基づいて自己評価を行い、校長に提出する。
- (4) 校長は、当該中堅教諭の自己評価も参考に、評価の観点に基づいて当該中堅教諭の評価を行った上で、研修計画書を作成し、評価票とともに総合教育センターに提出する。
- (5) 総合教育センターは、校長から提出された評価票及び研修計画書の調整を行い、決定する。
- (6) 校長は、研修計画書に基づいて、当該中堅教諭に職務上の命令を発する。

8 実施計画

- (1) 総合教育センターは、実施計画と併せて事前説明動画等を作成し、市町村教育委員会、県立学校長に通知する。
- (2) 実施計画においては、校内研修、校外研修及びその他について必要な事項を定める。

9 校内体制

校長は、授業等の校務に支障がないよう、また、研修時間を十分取ることができるよう、校務分掌等において配慮する。

10 評価及び研修報告

- (1) 当該中堅教諭は、評価の観点に基づいて、研修以前との比較を含め成果報告書をまとめ自己評価を行い、校長に提出する。
- (2) 校長は、当該中堅教諭の自己評価も参考に、評価の観点に基づいて、研修以前との比較を含め評価を行い、次のように提出する。また、その評価を当該中堅教諭の以後の指導や研修に活用する。
 - ① 小・中学校においては、市町村教育委員会に親展扱いで提出する。
 - ② 高等学校・特別支援学校においては、総合教育センターに親展扱いで提出する。
- (3) 校長は、校外研修及び校内研修の実績と効果について研修報告書を作成し、次のように提出する。
 - ① 小・中学校においては、市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会は、研修報告書を取りまとめ、教育事務所に提出する。教育事務所は、研修報告書を取りまとめ総合教育センターに提出する。
 - ② 高等学校・特別支援学校においては、総合教育センターに提出する。

11 その他

この要項は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

【参考資料】

宮城県教育委員会

中堅教諭等資質向上研修に係る在職期間について

〈在職期間例〉

■在職期間とは

国立、公立又は私立の学校の教諭等として在職した期間のこと。他県での在職期間も含む。

※宮城県では在職期間 10 年を経過した 11 年目に当たる年度に中堅教諭等資質向上研修を実施。

(ただし、幼稚園教諭（保育教諭）は、8 年を経過した 9 年目に当たる年度に受講する。)

○在職期間とみなす…産前・産後休暇、病気休暇、育児短時間勤務、大学院修学休業、指導主事、社会教育主事、教育委員会において学校教育、社会教育に関する事務従事期間。

●在職期間とみなさない…育児休業、休職、停職、職員団体の専従、配偶者同行休業、臨時の任用期間（講師等）

※中堅教諭等資質向上研修に係る在職期間は、「当該年度ごと」に在職期間とするかどうかを判断して計算する（下記例参照）。

例 1 研修対象

* 太枠は在職期間該当を示している。

年度 採用後 の年数	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1 年目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	11 年目
在職 年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	R8 中堅研 実施

例 2 研修対象（除算期間あり）

除算期間

H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
1 年目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	11 年目
在職 年数	1 年	2 年	3 年	休 職 4 年	5 年	病 休 6 年	7 年	休 職 8 年	配偶者 同行休業 9 年	R9 以降 対象	

* 休職を含め 3 回の休みはあるが、年度全体の休みでないため、除算しない。配偶者同行休業をした期間が 1 年以上あるので、その期間の年数（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を除算する。

例 3 研修対象（除算期間あり）

除算期間

H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
1 年目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目	10 年目	11 年目
在職 年数	1 年	2 年	休 職 (5+7か月) 3 年	産 休	育 休 (4 + 12 + 8か月) 24 か月	5 年	6 年	7 年	大学院修学 休業	R9 以降 対象	

* 12 か月連続休職だが、年度をまたぐため年間除算しない。

* 4 年目の 4 か月と 6 年目の 8 か月は切り捨てなので除算しない。

4 年	8 年	9 年
--------	--------	--------

留意点

- (1) 年度初め 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで継続した場合（12 か月）→「1 年除算」
- (2) (1) からさらに継続して 2 年（24 か月）以上ある場合→「2 年除算」
- (3) 1 年（12 か月）未満の場合→「在職 1 年」※除算しない。